

2017年5月24日  
小田急箱根高速バス株式会社

## 「ふじやま号」発着場所の変更について

日ごろから小田急箱根高速バスをご利用くださいます、誠にありがとうございます。  
新宿駅西口より催行しております「富士霊園墓参バスツアー ふじやま号」につきましては、  
7月1日（土）より集合場所および発着場所の変更を行います。ご利用のお客さまは、  
集合場所および発着場所をご確認のうえ、ご利用下さいますようお願い申し上げます。

【集合・発着場所】 **新宿駅南口 小田急サザンタワー1階ロータリー**

【変更日】 **2017年7月1日（土）** から

※集合・発着場所のみの変更となります。  
出発・到着時刻の変更はございません。

※7月1日からのチラシにつきましては、次のページをご覧ください。

【お問い合わせ】

小田急箱根高速バス電話予約センター

03-3427-3160（10：00～18：00）

※6月30日までは（10：00～19：00）

7月1日(土)より新宿発の集合場所および出発場所が「新宿駅南口 小田急サザンタワー1階ロータリー」に変更となります

# 【2017年ふじやま号】のご案内

催行スケジュール

7月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

新宿発	上記の カレンダー	印に運行	集合場所 集合時間	<b>小田急サザンタワー1階ロータリー</b> 8時50分集合(9時00分出発)	旅行代金	平日 おとな...3,300円 子ども...3,200円 土・日・祝 おとな...3,600円 子ども...3,200円
	行程	小田急サザンタワー1階ロータリー ~ SA休憩 ~ 富士霊園(お墓参り) ~ 小田急サザンタワー1階ロータリー (9時00分出発) (11時00分頃着 14時00分出発) (16時00分頃着)				

町田発	上記の カレンダー	印に運行	集合場所 集合時間	町田駅 小田急フロリスト前 9時15分集合(9時30分出発)	旅行代金	おとな...3,300円 子ども...3,000円
	行程	町田駅 ~ SA休憩 ~ 富士霊園(お墓参り) ~ 町田駅 (9時30分出発) (11時00分頃着 14時00分出発) (15時30分頃着)				

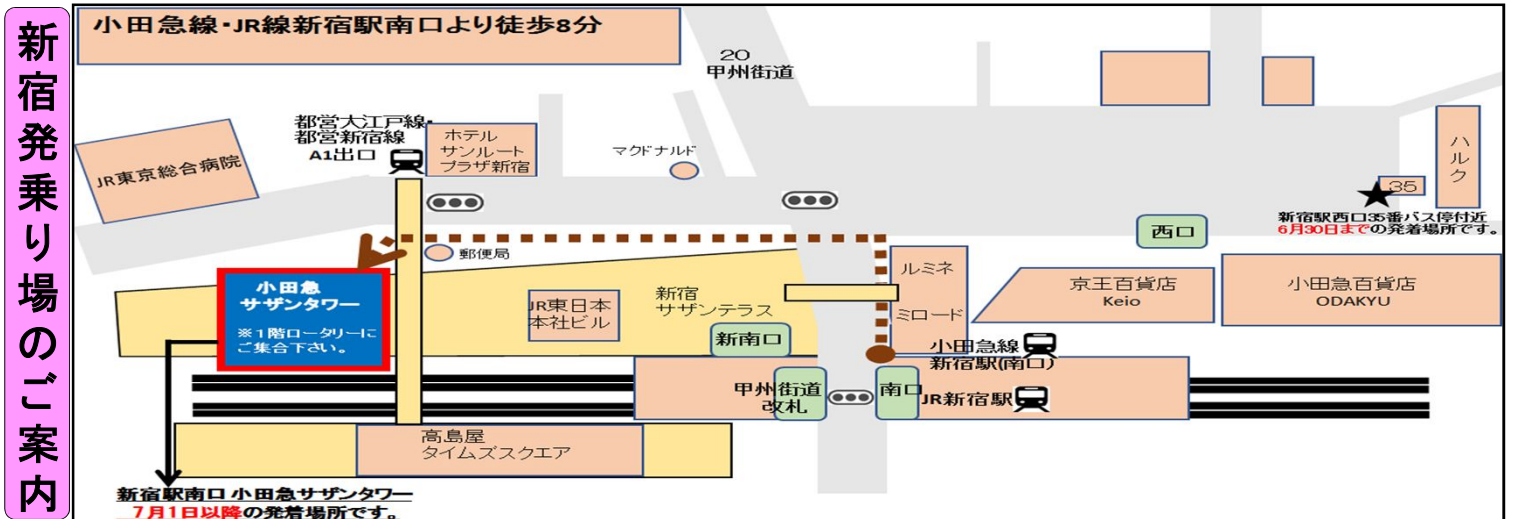
**お申込**

電話予約申込後の旅行代金のお支払い  
お支払期限: 予約日を含め3日以内  
(直近は前日まで)

※乗車日当日のお支払いはできません。  
※乗車日変更の場合も一度キャンセルのうえ、  
新しい会員券をお買い求め下さい。

- ・コンビニでお支払い頂く際は、電話予約時にお申し出下さい。お客様決済番号/確認番号【支払コード:0489】をお伝えします。
- ・事前支払いになります。(乗車当日のお支払いは出来ません。)
- ・コンビニでお支払いのチケットを変更・払戻しをする際は、「取消料」の他、決済手数料540円(税込)と返金チケットの送料はお客様ご負担となります。
- ・小田急トラベル各営業所

- ご案内**
- ①ふじやま号の予約発売は、ご乗車日の1ヶ月前の午前10時からです。
  - ②ふじやま号は、小田急箱根高速バスが企画するバスツアーです。片道行程の一部のみのご利用は、出来ません。
  - ③最小催行人員は、1名様から出発保証致します。但し、前日までに旅行代金の支払い契約が成立している、またはお申込を当社が承諾している場合に限りです。
  - ④集合時間はお守り下さい。なお、出発時刻になってもお集まりにならない場合は、取消したもののみなし出発致しますので、ご注意ください。
  - ⑤乗車日を変更する際は一度取消のうえ、新しい会員券をご購入ください。キャンセル方法及び取消手数料は、購入箇所により異なります。
  - ⑥道路渋滞等の交通事情により、到着時刻が遅れる場合がございます。この場合帰りの出発時刻が変更となる場合がございます。また、遅延等による旅行開始後の旅行代金の払い戻しはいたしませんので、あらかじめご了承ください。
  - ⑦添乗員・ガイドは同行しません。(他社に運行を依頼した日等を除く)。集合時間のご案内は乗務員が行います。運転中は乗務員の指示に従ってください。
  - ⑧貴重品はお客様自身で保管してください。車内での盗難は、当社では責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
  - ⑨トイレ休憩は往路のみ行います。ただし、交通渋滞などで遅延があった場合には途中のサービスエリア等で休憩をとる場合がございます。
  - ⑩園内巡回は、原則として金曜日・土曜日・彼岸期間等に行います。園内巡回を実施しない日は、霊園内の園内巡回バスをご利用下さい。
  - ⑪3歳以下のお子様であっても座席をご使用になる場合は、小人代金をいただきます。



**ご予約**

小田急箱根高速バス電話予約センター  
03-3427-3160(10:00~18:00)  
※6月30日までは(10:00~19:00)  
※午前中の時間は、電話回線が大変混み合いますので、午後の時間帯にお電話でのご予約をお勧めいたします。

2017年7月1日より新宿駅の発着場所が  
小田急サザンタワー1階ロータリーに変更となります。  
集合場所を必ずご確認ください。

旅行条件書【国内募集型企画旅行】

1. 旅行企画・実施 小田急箱根高速バス株式会社 東京都世田谷区宮坂3-1-60 TEL:03-3428-3133  
 東京都知事登録旅行業第2-4986号 (社)全国旅行業協会正会員 国内旅行業務取扱管理者 秋谷 航介

2. この旅行は、小田急箱根高速バス(以下、「当社」といいます。)が企画・実施する募集型企画旅行で、お申し込みのお客は、当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。  
 3. この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5の規定により交付する契約書面の一部になります。  
 4. 最少催行人員 1名  
 募集広告に記載の最少催行人員とします。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって4日目に当たる日より前にその旨を通知します。  
 5. 添乗員  
 添乗員は同行いたしません。集合時間等のご案内は、乗務員(当社社員)が行ないます。  
 6. 旅行代金に含まれるもの  
 旅行日程に明示した交通費、旅行取扱料金および消費税  
 7. お申込み条件  
 (1) 1名様からお申込み頂けます。  
 (2) 3歳以下のお子さまであっても座席をご使用になる場合は、小人代金(4歳~小学生)をいただきます。  
 (3) 健康を書している方、身体に障害のある方は必ずその旨お申し出ください。団体行動、行程に支障をきたすと当社が判断したときは、お申込みをお断りする場合があります。  
 (4) 旅行の参加に際して特別な配慮を必要とするお客様は契約の申込み時にお申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

8. 申込み方法と旅行契約の成立・旅行代金のお支払い

- (1) 当店でのお申込みの場合、所定の申込書と申込金のお支払いが必要です。当社が申込金を受領した時に旅行契約は成立します。申込金は、旅行代金又は取消料の一部として取り扱います。  
 (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、予約時点では契約が成立していません。当社が予約を承諾する旨を通知した翌日から起算して2日以内に(1)の申込み手続きが必要です。  
 (3) 当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)より、カード会員(以下「会員」といいます。)より会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に電話、インターネットその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「ツアー名称」、「出発日」に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

9. 確定書面(最終日程表)の交付

契約書面(この条件書およびパンフレット・領収書は契約書面・確定書面の一部になります。)において、確定された旅行日程、運送機関等の名称を記載していない場合、集合時刻、運輸機関名を記載した最終日程表(確定書面)を前日までにを交付します。

10. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。  
 (2) 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、改訂の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。  
 増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。

11. お客さまの交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。当社の承諾を求めらるお客様は当社所定の用紙に記入のうえ所定の金額の手数料とともに当社に提出しなければなりません。

12. 取消料(お客様による旅行契約の解除)

- (1) お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、取消のご連絡は当社又はお申込み先の営業時間内のみお受けいたします。  
 (2) 次の場合は取消料はいただきません。  
 ① 旅行契約内容に下記「旅程保証」の変更保証金の支払い対象になる変更その他の重要な変更があったとき。  
 ② 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改訂によって旅行代金が増額されたとき。  
 ③ 当社が、旅行者に対し12項で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。  
 ④ 当社の責に帰すべき事由により当初の日程通りの実施が不可能になったとき。

ふじやま号の取消料【2015年10月1日ご利用分から変更】

取消日	旅行出発日の前日から起算して		旅行出発日の		旅行開始後 無連絡不参加
	2日前まで		前日	当日	
旅行代金の取消料	無料		20%	50%	100%

コンビニでお支払いのチケットを変更・払戻しをする際は、「取消料」の他、決済手数料540円(税込)と返金チケットの送料はお客様ご負担となります。

13. 当社による旅行契約の解除—旅行開始前の解除

旅行契約の成立後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

- (1) お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。  
 (2) お客様から所定の期日までに旅行代金のお支払いがないとき。この場合、お客様が当該期日の翌日に旅行契約を解除したものととして、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。  
 (3) お客様が病氣、必要な介助者の不在など当該旅行に耐えられないと認められるとき。  
 (4) お客様が他のお客様に迷惑をおよぼす恐れがあるとき。  
 (5) 天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の実施が不可能なとき。  
 (6) お客様が旅行契約に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

14. 当社による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。  
 ①、旅行代金を期日までに支払いただけないとき。  
 ②、申込み条件の不適合。  
 ③、天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能なとき。

15. 当社の責任

当社は、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物の場合は、14日以内)に当社に通知があったときに限ります。手荷物の賠償限度額は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除きお一人様15万円を限度とします。

16. お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後において、本書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一本書面と異なる旅行サービスを提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

17. 特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

18. 旅程保証

- (1) 旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外になります。  
 (2) 変更補償金の額は、お客様一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更保証金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3
2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1	2
3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1	2
4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1	2
5) 契約書面に記載した本旅行内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便の変更	1	2
6) 契約書面に記載した本旅行内と本旅行外の間における旅行の乗換便又は経由便の変更	1	2
7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1	2
8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1	2

19. 個人情報の取り扱いについて

当社は旅行申込みの際にお伺いした個人情報について、お客様との連絡や運送機関などの手配の他、必要な範囲内で利用させていただきます。

20. ふじやま号は、当社または、小田急グループ(小田急シティバス・神奈中観光)で運行します。

ご予約・お問い合わせ

小田急箱根高速バス電話予約センター  
**03-3427-3160**  
 (10:00~18:00)  
 ※6月30日までは(10:00~19:00)

お求め

・小田急トラベル各営業所  
 ※小田急線各駅では発売いたしておりません。